

放送免許に関する制度について

放送事業者におけるガバナンス
確保に関する検討会事務局

令和7年6月27日

主な放送サービスの例

地上放送

テレビ

- ・NHK
- ・民間放送事業者 (127者)

ラジオ

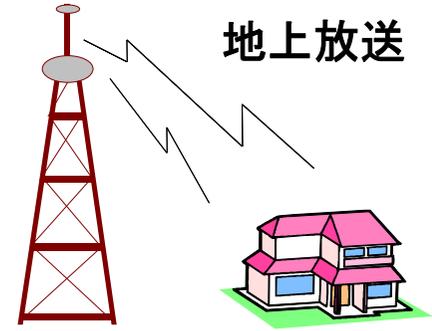
中波(AM)

- ・NHK
- ・民間放送事業者 (47者)

超短波(FM)

- ・NHK
- ・民間放送事業者 (50者)
- ・コミュニティ放送事業者 (343者)

※ その他、短波放送事業者 (1者)



衛星放送

BS放送

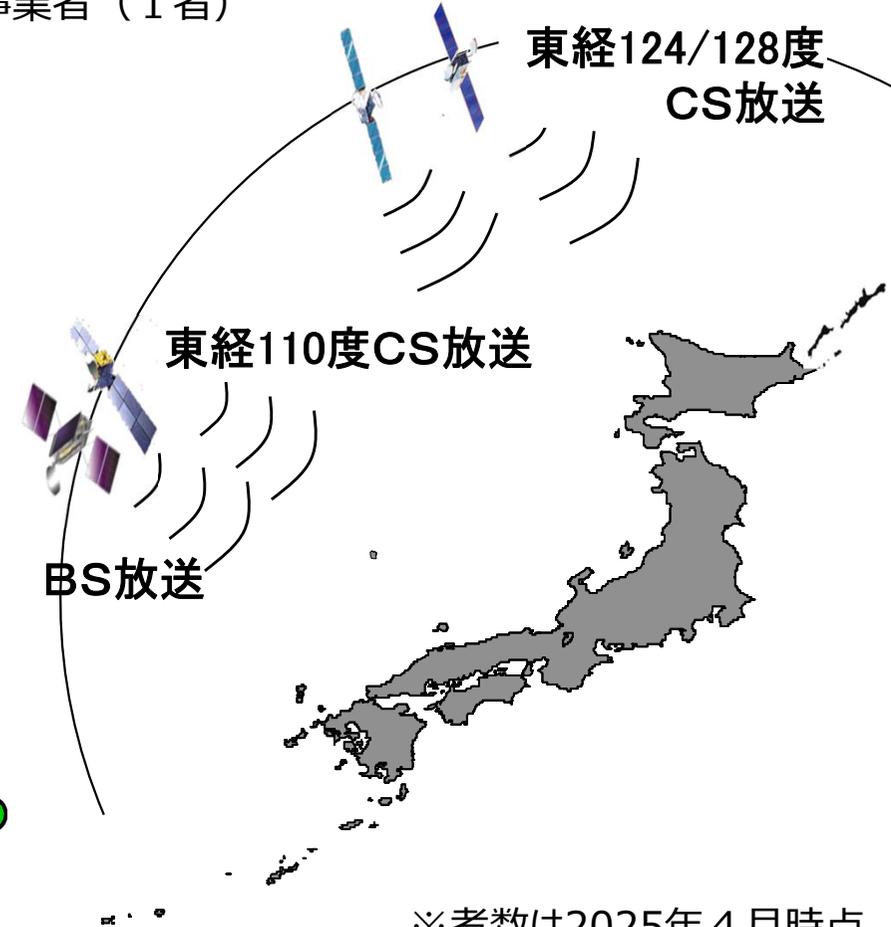
- ・NHK、放送大学
- ・民間放送事業者 (21者)

※BS…Broadcasting Satellite、放送衛星。

CS放送

- ・民間放送事業者 (20者)

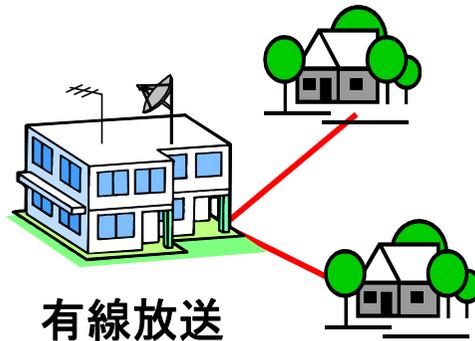
※CS…Communications Satellite、通信衛星。



有線放送

(ケーブルテレビ(CATV))

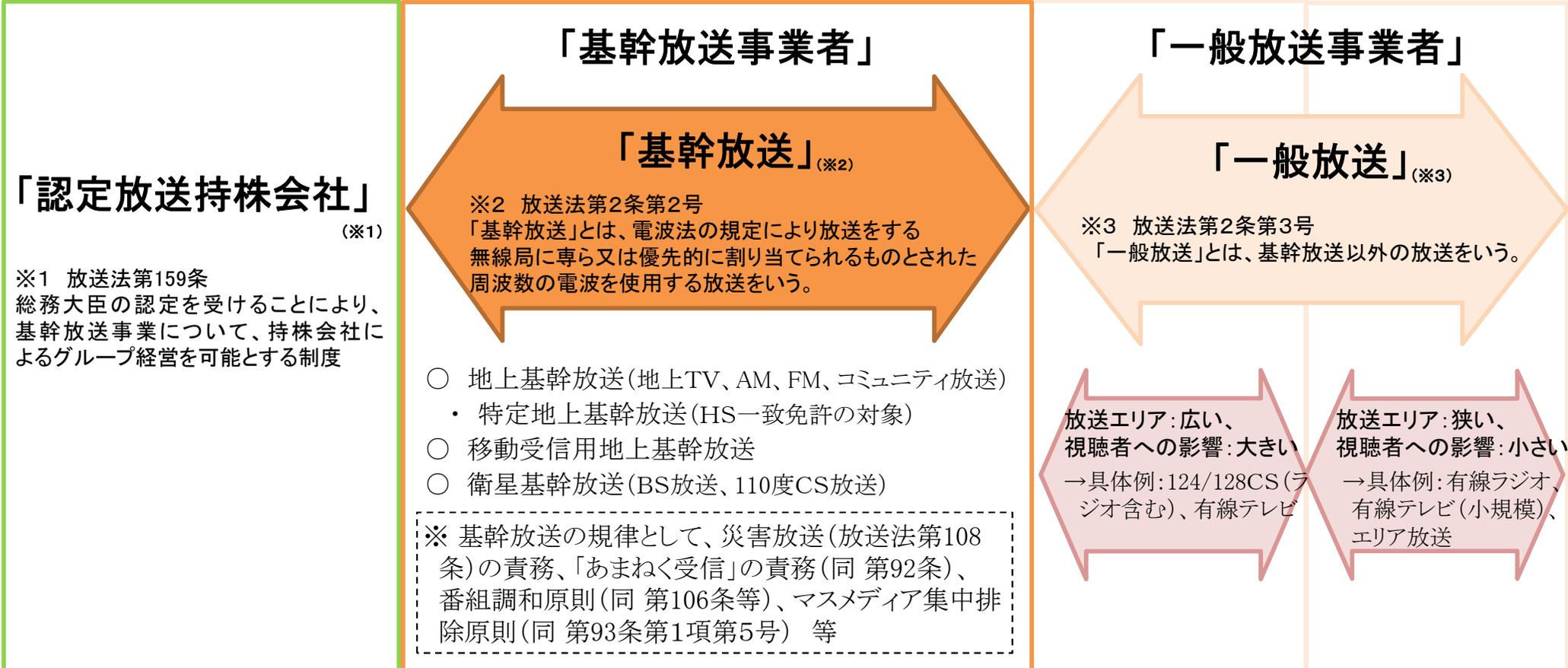
・事業者数452者



※者数は2025年4月時点

- 電波法及び放送法においては、基幹放送を行う「基幹放送事業者」を、ハード・ソフト分離で放送の業務を行う「認定基幹放送事業者」と、ハード・ソフト一致で地上放送を行う「特定地上基幹放送事業者」に区別している。
- また、経営の効率化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を放送事業経営の選択肢として拡大するため、平成19年の放送法改正により、「認定放送持株会社制度」を創設した。

放送・事業者の種類



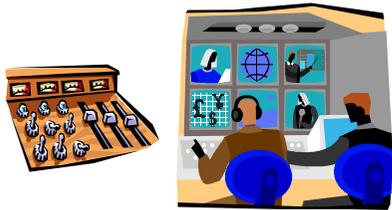
| | | | | |
|------|--------------|--|------------------|------------------|
| 参入規律 | 認定(放送法第159条) | HS分離の場合: 認定(放送法第93条) HS一致の場合: 電波法上の免許(電波法第7条) | 登録 (放送法第126条) | 届出 (放送法第133条) |
| 期間 | 更新なし | 5年 | 更新なし | |

- 地上基幹放送について、電波法及び放送法は、ハード（無線局の設置・運用）とソフト（放送の業務）を一致させる（同一の事業者が行う）か、分離させる（別々の事業者が行う）か選択可能な制度となっている。
- 現状、地上テレビジョン放送事業者は、全てソフト・ハード一致（特定地上基幹放送事業者）となっている。

ハード・ソフト一致

ハード・ソフト分離

ソフト
(放送の業務の認定)



ハード
(無線局の免許)



中継局の一部の共同利用
(令和5年改正により措置)によって、
部分的にハード・ソフト分離となる
特定地上基幹放送事業者が存在。

特定地上基幹放送事業者
(ハード・ソフト一致事業者)

**電波法に
基づく免許**

※ソフト・ハード一致の免許

**放送法に
基づく業務の認定**

認定基幹放送事業者
(ハード・ソフト分離時のソフト提供事業者)

基幹放送局提供事業者
(ハード・ソフト分離時のハード提供事業者)

非 放送事業者

**電波法に
基づく免許**

放送局の免許における基本的事項

免許の欠格事由（電波法第5条第4項） _____ 外資規制違反、過去の処分歴

免許における審査事項（電波法第7条第2項）

申請書を受理したときは申請が次に適合しているか審査を行う

- ✓ 技術基準に適合していること
- ✓ 基幹放送用周波数使用計画（参考1）に基づき、周波数の割当てが可能であること
- ✓ 業務を維持するに足りる経理的基礎（参考2）及び技術的能力があること
- ✓ マスメディア集中排除原則に適合していること
- ✓ 基幹放送普及計画（参考1）に適合（参考3）することその他放送の普及及び健全な発達のために適切（参考2）であること
- ✓ 基幹放送局の開設の根本的基準（参考4）に合致すること

免許の有効期間（電波法第13条第1項） _____ 5年（ただし、再免許を妨げない。）

無線局の免許の取消し、運用停止等（電波法第75条、第76条）

- ① **取消し**（必要的取消し） 欠格事由※に該当した場合 ※外資規制については違反時の取消しの猶予に関する規定あり
 （任意的取消し） 次のいずれかに該当するとき
- ・ 正当な理由なく無線局の運用を引き続き6ヶ月以上休止したとき
 - ・ 不正な手段により無線局の免許を受けたとき
 - ・ 無線局の運用停止命令、制限等に従わないとき
 - ・ マスメディア集中排除原則に適合しなくなったとき
- ② **無線局の運用停止命令、制限** 次のいずれかに該当するとき
- ・ 電波法、放送法に違反したとき
 - ・ 電波法、放送法に基づく命令又は処分に違反したとき

基幹放送用周波数使用計画

(電波法 7 条第 2 項第 2 号)

基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画

(例) テレビジョン放送における総合放送 (広域) の例

| 放送対象地域 | 親局 | | | 中継局 | | | | |
|--------|------|----------------|-----------|--------|----------------|-----------|----------------|------|
| | 送信場所 | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) | 送信場所 | 周波数(チャンネル番号) | 空中線電力(kW) | | |
| 関東広域圏 | 東京 | 21 22 23 24 25 | 10 | (茨城) | 14 15 17 18 19 | 0.3 | | |
| | | | | 水戸 | | | | |
| | | | | 高萩 | | | 35 38 41 44 46 | 0.01 |
| | | | | かすみがうら | | | 38 40 41 46 50 | 0.01 |

基幹放送普及計画

(放送法第 9 1 条第 1 項)

基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための計画

【規定事項】

- ① (1) 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針
- (2) 基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針
- (3) その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

② 放送対象地域^{※1}

※1 放送対象地域：同一の放送番組の放送を同時に受信することができることが相当と認められる一定の区域

③ 放送対象地域ごとの放送系^{※2}の数の目標

※2 放送系：同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体

(例) 民間放送における総合放送の例

| 基幹放送の区分 | | 放送対象地域 | 放送系の数の目標 | |
|--------------|------|--------|-----------------------------------|------------|
| 民間基幹放送事業者の放送 | 総合放送 | 広域放送 | 関東広域圏 | |
| | | | 中京広域圏及び近畿広域圏の各区域 | 放送対象地域ごとに4 |
| | | 県域放送 | 北海道及び福岡県の各区域並びに岡山県及び香川県の各区域を併せた区域 | 放送対象地域ごとに5 |

(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)

第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号・・・に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、・・・基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、・・・放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。

(8) 基幹放送局の業務を維持するに足る経理的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。

ア 法第6条第2項第3号に規定する無線設備の工事費については、当該基幹放送局を開設するために必要とする適正な工事費として計上されていること。

また、無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法については、事業計画の該当事項及び事業収支見積りの中において適正に計上されていること。

イ 法第6条第2項第4号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免許の有効期間において確実にその事業の計画を実施することができるものであること。

特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合にあっては事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が、補完中継局を整備する場合にあっては当該整備に要する費用負担が免許の有効期間における確実な事業の計画の実施に支障を来すものではないことが、具体的、かつ、適切に記載されていること。

(11) 特定地上基幹放送局の申請である場合、次のア及びイによること。

ア (略)

イ 基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査は、放送法関係審査基準第2章によること。

【参考:放送法関係審査基準】

第2章 地上基幹放送の業務の認定等
(認定等の基準)

第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

(10) 認定等を行うことが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙1の基準に合致すること。

第3条(10)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

- 1 放送番組の編集及び放送は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
 - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実をまげないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
 - (5) テレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務(放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)の業務を除く。)又は中波放送若しくは超短波放送を行う地上基幹放送の業務(協会のものに限る。)は、特別な事業計画によるものを除き、次の放送がいずれも行われ、かつ、全ての放送の間に調和が保たれているものであること。
 - ア 教育番組又は教養番組の放送
 - イ 報道を目的として行う放送
 - ウ 娯楽を目的として行う放送
 - (6) テレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務(総合放送を行うものに限る。)は、教養番組及び教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、一週間の放送番組中、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保し、放送番組の相互の間の調和を図ること。
- 2～4 (略)
- 5 テレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(学園及び臨時目的放送の業務を行おうとする者を除く8において同じ。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 6の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する放送番組審議機関を設置するものであること。
- 9 申請者は、災害に関する放送を行うものであること。また、災害が発生した場合においても、当該放送を確実に実施するための体制を確保する計画を有すること。
- 10 (略)
- 11 地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務を行う申請者が認定放送持株会社の関係会社であるときは、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めること。
- 12 地上基幹放送(全国放送及びコミュニティ放送を除く。)の業務を行う申請者は、次に掲げる者(認定放送持株会社の関係会社にあつては、ウに掲げる者)が、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。
 - ア 主たる出資者
 - イ 役員
 - ウ 審議機関の委員
- 13 (略)
- 14 地上基幹放送の業務(試験放送を行う基幹放送局を用いて行う地上基幹放送の業務を除く。)は、毎日放送を行うものであること。
- 15～19 (略)

基幹放送普及計画 (抄)

(昭和63年郵政省告示第660号)

第2 放送法第93条第1項第6号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合(特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合)

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

- (1) 放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと(総合放送を行うものに限る。)
- (2) 放送法第106条第2項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること(この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。)
- (3) 放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。
- (4) 放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。
- (5) 放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。
- (6) 放送法第163条の規定に基づき、認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者が行う地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務については、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めること。
- (7) 地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務を行う基幹放送事業者の次に掲げる者(認定放送持株会社の関係会社にあつては、ウに掲げる者)は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者であること。
 - ア 主たる出資者
 - イ 役員
 - ウ 審議機関の委員

2 以上のほか、第3の基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を充足すること。

基幹放送局の開設の根本的基準 (抄)

(昭和25年電波監理委員会規則第21号)

(国内放送を行う基幹放送局)

第3条 **国内放送** (地上基幹放送に限る。以下同じ。) を行う基幹放送局は、次の各号の条件を満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第7条第2項第4号ハの規定により、・・・放送法第91条第1項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。

- 一 その局の免許を受けようとする者 (以下「申請者」という。) が 確実にその事業の計画を実施することができる こと。
- 二 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実であると認められるものであること。
- 三～六 (略)

2 再免許については、放送法第91条第1項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合することは、過去の実績をもつても証明されなければならない。

3 (略)

(優先順位)

第10条 第3条から前条までの各条項 (基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の各条項を含む。以下この条において同じ。) に適合する 基幹放送局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、各条項に適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先 するものとする。

2 地上基幹放送に係る優先順位を決定するに当たっては、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の免許を受けようとする者の当該免許の申請及び当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者の放送法第93条第1項の規定による認定の申請を特定地上基幹放送局の免許の申請に相当する一の申請とみなして、前項の規定を適用する。

放送対象地域

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第91条第2項第2号）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において規定（放送法第91条第3項）。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

基幹放送事業者は、放送対象地域内で、当該基幹放送があまねく受信できるように努めることとされている。（NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け）

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体（NHK、放送大学学園、民間基幹放送事業者）
- ② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）
等に基づき設定

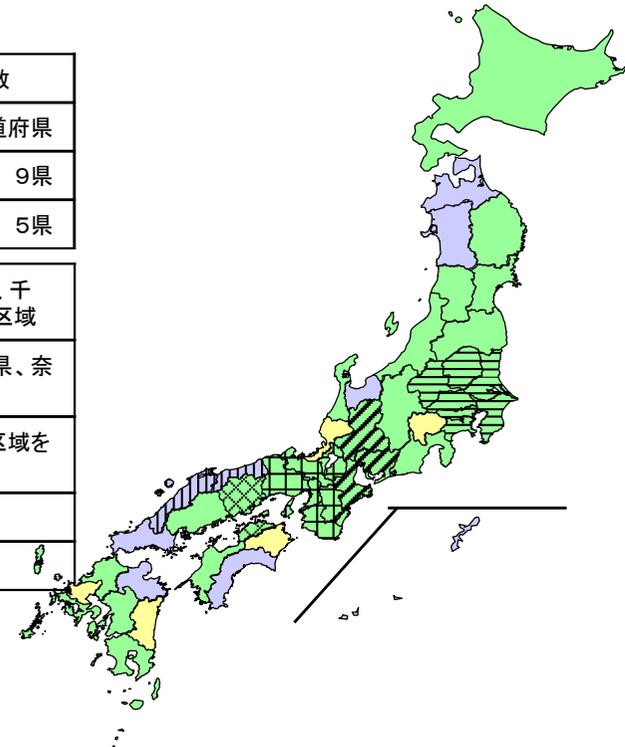
(2) 具体例（地上テレビジョン放送）

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 民間基幹放送事業者
広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他：上記以外の各都道府県

【地上テレビジョン放送の事業者数】

| | | 都道府県数 |
|--|--------|--------|
| | 4事業者以上 | 33都道府県 |
| | 3事業者 | 9県 |
| | 2事業者以下 | 5県 |

| | |
|--|--|
| | 関東広域圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域 |
| | 近畿広域圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県各区域を併せた区域 |
| | 中京広域圏：岐阜県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域 |
| | 岡山県及び香川県の各区域を併せた区域 |
| | 鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域 |



放送法 第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条（基幹放送普及計画）

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等（東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない）

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、**多元性、多様性、地域性**の三原則を実現

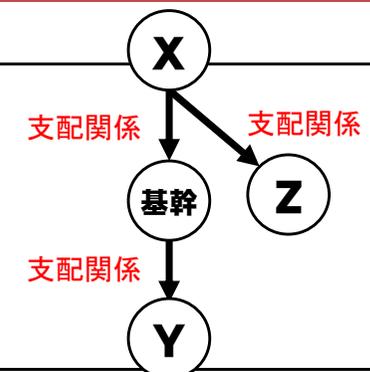
放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

＜認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分＞（放送法第93条第1項第5号）

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者（X）
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者（Y・Z）



1 制度趣旨

経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を放送事業経営の選択肢として拡大するため、平成19年の放送法改正で制度化。同制度を活用する場合は、特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能となる。

2 認定要件等

1以上の地上系基幹放送事業者を子会社とし、2以上の基幹放送事業者を関係会社（※）とすること

（※）認定放送持株会社の傘下に置くことができる基幹放送事業者については、緩やかなグループ形態を採用することを可能とするため、「**関係会社**」（子会社その他の**支配関係（*）**）を有する会社とする。

*「支配関係」に該当する議決権保有比率：認定放送持株会社が地上系基幹放送事業者の議決権を保有する場合には「10分の1超」。

〈主な審査事項〉

- ① 申請対象会社が株式会社であり、欠格事由（外国性の欠格事由、電波法、放送法等の違反履歴がないこと）に該当しないこと
- ② 申請対象会社が、その子会社である基幹放送事業者等の株式の取得価額等の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時50%を超えることが確実と見込まれること
- ③ 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること

3 認定の効果

- (1) 一般の基幹放送局と同様に外資規制（議決権5分の1未満）の適用を受ける（放送法第159条第2項第5号イ及びロ）
- (2) 一の者による議決権保有制限（原則3分の1以下）の適用を受ける（放送法第164条）
- (3) マスメディア集中排除原則の特例を受け、複数の基幹放送局を子会社や関係会社として保有可能
（放送法第162条及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第9条）

4 認定の取消し

○ 必要的取消し

- ・ 欠格事由に該当するに至ったとき
※外資規制については違反時の取消しの猶予に関する規定あり
- ・ 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があったとき

○ 任意的取消

- ・ 認定を受けた日から6箇月以内に
 - ① 1以上の地上系基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること
 - ② 2以上の基幹放送事業者を関係会社とすること
 のいずれにも該当する株式会社とならなかったとき
- ・ 上記①、②のいずれにも該当する会社でなくなったとき
- ・ 不正な手段により認定を受けたとき
- ・ 欠格事由以外の審査事項のいずれかに適合しなくなったとき

各認定放送持株会社の関係会社一覧

令和7年4月1日現在

フジ・メディア・ホールディングス 〔H20.10.1認定〕

| | |
|-------|----------------|
| 100% | フジテレビジョン |
| 100% | ニッポン放送 |
| 100% | ビーエスフジ(BS) |
| 100% | サテライト・サービス(CS) |
| 72.3% | 仙台放送 |
| 44.0% | 長野放送 |
| 33.7% | NST新潟総合テレビ |
| 33.6% | テレビ新広島 |
| 33.3% | 福島テレビ |
| 32.7% | 岩手めんこいテレビ |
| 30.2% | 沖縄テレビ放送 |
| 25.0% | 関西テレビ放送 |
| 24.4% | 秋田テレビ |
| 24.2% | テレビ熊本 |
| 23.7% | 岡山放送 |
| 21.6% | 山陰中央テレビジョン放送 |
| 21.0% | 北海道文化放送 |
| 21.0% | テレビ静岡 |
| 20.3% | テレビ愛媛 |
| 20.0% | 高知さんさんテレビ |
| 18.2% | J-WAVE |
| 12.0% | さくらんぼテレビジョン |
| 11.5% | FM802 |
| 11.0% | 長崎国際テレビ |

TBS ホールディングス 〔H21.4.1認定〕

| | |
|-------|------------|
| 100% | TBSテレビ |
| 100% | TBSラジオ |
| 100% | BS-TBS(BS) |
| 90% | CS-TBS(CS) |
| 24.5% | テレビユー山形 |
| 24.3% | テレビユー福島 |
| 14.2% | チューリップテレビ |
| 14.0% | テレビ高知 |
| 12.6% | テレビ山口 |
| 11.6% | あいテレビ |

テレビ東京 ホールディングス 〔H22.10.1認定〕

| | |
|-------|-----------------|
| 100% | テレビ東京 |
| 100% | BSテレビ東京(BS) |
| 42.5% | インタラクティブ・ヴィ(CS) |
| 12.8% | TVQ九州放送 |
| 11.0% | テレビ大阪 |
| 10.1% | テレビ愛知 |

日本テレビ ホールディングス 〔H24.10.1認定〕

| | |
|-------|--------------|
| 100% | 日本テレビ放送網 |
| 100% | BS日本(BS) |
| 100% | CS日本(CS) |
| 96.4% | アール・エフ・ラジオ日本 |
| 24.0% | 静岡第一テレビ |
| 24.0% | 広島テレビ放送 |
| 20.0% | 熊本県民テレビ |
| 19.6% | テレビ信州 |
| 19.4% | 鹿児島讀賣テレビ |
| 15.7% | テレビ金沢 |
| 15.6% | 長崎国際テレビ |
| 15.3% | テレビ新潟放送網 |
| 15.0% | 福島中央テレビ |
| 14.9% | 西日本放送 |
| 14.3% | テレビ岩手 |
| 10.6% | 宮城テレビ放送 |
| 10.4% | 山口放送 |
| 10.0% | 高知放送 |

テレビ朝日 ホールディングス 〔H26.4.1認定〕

| | |
|-------|---------------|
| 100% | テレビ朝日 |
| 100% | BS朝日(BS) |
| 100% | シーエス・ワンテン(CS) |
| 31.7% | 静岡朝日テレビ |
| 27.3% | 福島放送 |
| 27.0% | 東日本放送 |
| 25.1% | 岩手朝日テレビ |
| 23.5% | 山形テレビ |
| 21.9% | 青森朝日放送 |
| 21.3% | 長野朝日放送 |
| 21.1% | 新潟テレビ21 |
| 20.7% | 秋田朝日放送 |
| 20.0% | 北陸朝日放送 |
| 19.9% | 大分朝日放送 |
| 19.8% | 琉球朝日放送 |
| 19.8% | 山口朝日放送 |
| 19.7% | 長崎文化放送 |
| 19.5% | 熊本朝日放送 |
| 17.4% | 名古屋テレビ放送 |
| 17.2% | 鹿児島放送 |
| 16.9% | 北海道テレビ放送 |
| 14.0% | 愛媛朝日テレビ |

中部日本放送 〔H26.4.1認定〕

| | |
|------|--------|
| 100% | CBCテレビ |
| 100% | CBCラジオ |

RKB毎日 ホールディングス 〔H28.4.1認定〕

| | |
|-------|-------------|
| 100% | RKB毎日放送 |
| 14.5% | エフエム諫早(CFM) |
| 10.1% | ラブエフエム国際放送 |

MBSメディア ホールディングス 〔H29.4.1認定〕

| | |
|-------|-----------|
| 100% | 毎日放送 |
| 100% | MBSラジオ |
| 91.3% | GAORA(CS) |
| 11.0% | あいテレビ |
| 10.9% | FM802 |

朝日放送グループ ホールディングス 〔H30.4.1認定〕

| | |
|-------|----------|
| 100% | 朝日放送テレビ |
| 100% | 朝日放送ラジオ |
| 100% | スカイA(CS) |
| 19.7% | 北陸朝日放送 |
| 14.4% | 愛媛朝日テレビ |

RSK ホールディングス 〔H31.4.1認定〕

| | |
|-------|-------------------------|
| 100% | RSK山陽放送 |
| 55.3% | エフエム高松 コミュニティ放送(CFM) |

KBCグループ ホールディングス 〔R5.4.1認定〕

| | |
|-------|--------|
| 100% | 九州朝日放送 |
| 10.3% | 大分朝日放送 |

BSNメディア ホールディングス 〔R5.6.1認定〕

| | |
|-------|---------------|
| 100% | 新潟放送 |
| 10.1% | 酒田エフエム放送(CFM) |

読売中京FS ホールディングス 〔R7.4.1認定〕

| | |
|-------|----------|
| 100% | 読売テレビ放送 |
| 100% | 中京テレビ放送 |
| 100% | 福岡放送 |
| 100% | 札幌テレビ放送 |
| 100% | STVラジオ |
| 17.5% | 広島テレビ放送 |
| 16.6% | 熊本県民テレビ |
| 11.8% | 鹿児島讀賣テレビ |

※1 数値は議決権比率を記載(小数点第2位以下を切捨て。)
 ※2 赤線より上に記載されている社は子会社(50%超の議決権保有)。
 ※3 緑線より上に記載されている社は3分の1超の議決権保有者。
 ※4 認定放送持株会社がその子会社を通じて支配する社についても記載。

外資規制の目的

- 地上基幹放送事業者及び認定放送持株会社について、
 - ① 電波の周波数は有限希少であり、その利用に当たっては自国民を優先させるべきであること、
 - ② 放送は言論報道機関として大きな社会的影響力を有していること 等を踏まえ、一定の外国性を有する者に対しては認定又は免許を与えないこととしている(絶対的欠格事由)。

外資規制の概要

- 次の外国性を有するものについては認定又は免許を与えないこととしている。
 - ✓ 国籍規制… ①日本の国籍を有しない人、②外国の政府又はその代表者、③外国の法人又は団体
 - ✓ 役員規制… ①～③に掲げる者が役員の数1/5以上を占めている、又は特定役員※である法人又は団体
 - ✓ 出資規制… ①～③に掲げる者が直接・間接に占める議決権の割合が1/5以上である法人又は団体

※特定役員:業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの。取締役など。

外資規制の適合性を確保するための手段

- 放送事業者等は、次の制度を適切に運用することで出資規制に係る欠格事由に該当することにならないようにしている。
 - ① 名義書換拒否制度…外国人等が取得した株式につき株主名簿への記載等を拒否する制度
 - ② 議決権失効制度…間接出資規制の基準を超えた外資議決権については議決権を有しないとする制度
 - ③ 譲渡制限株式…譲渡による株式の取得について株式会社の承認を必要とする株式(会社法第108条第1項第4号の種類株式)

外資規制に不適合となった場合の措置

- 放送事業者が外資規制に係る欠格事由に該当した場合、総務大臣は、原則として、無線局の免許又は業務の認定を取り消さなければならないとされている(必要的取消し)。
- また、地上基幹放送事業者・認定放送持株会社が役員規制・出資規制に係る欠格事由に該当した場合、必要があると認めるときは、総務大臣は、期間を定めて認定又は免許を取り消さないことができるとされている(取消し猶予)。

第1条【目的】

- ◆ 次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること。
 - 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
 - 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
 - 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条【番組編集の自由】

- ◆ 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第4条第1項【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

第5条【番組基準の策定】

- 放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

第6条【番組審議機関の設置】

- 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

第7条【番組審議機関の構成】

- 審議審議機関は、委員七人(基幹放送を行うテレビジョン放送の場合)以上をもって組織する。
- 委員は、学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する。

【番組審議機関の概要】



- 放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、2003年7月に、NHKと民放連が共同で設立。

放送倫理・番組向上機構(BPO)

BPO: Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization

放送倫理検証委員会

- 放送倫理を高めるための「審議」を行い、必要に応じて「意見」を公表。
- 虚偽の内容が放送された場合等、必要に応じて「勧告」・「見解」を公表し、再発防止策の提出を求める。

【最近の勧告の例】

- ・ NHK 「ニュースウオッチ9」新型コロナワクチンに関する放送 (2023. 12)
- ・ NHK BS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」 (2022. 9)

放送と人権等権利に関する委員会

- 放送による人権侵害の被害を救済するため、苦情を第三者の立場から審理し、「勧告」・「見解」を公表する。

【最近の勧告・見解の例】

- ・ フジテレビ「テラスハウス」での演出により出演者が自殺した事案 (2021. 3)

放送と青少年に関する委員会

- 青少年に対する放送に関する視聴者の意見を基に審議し、「見解」や審議内容等を放送事業者に通知し、公表する。

【最近の見解の例】

- ・ 「痛みを伴うことを笑いの対象とするバラエティー」に関する見解 (2022. 4)

- 昭和34年放送法改正において、放送事業者に対して資料の提出を求めることができる規定が新たに追加。
- この規定に基づいて総務大臣が放送事業者に対し資料の提出を求めることができる事項は、政令で定める事項に限定されている。
- 資料の提出を求めることができる事項が限定的なものとなっている趣旨は、法改正当時の国会議事録によれば、恣意的な権限の行使によって、放送番組の内容等に不当な干渉が起こらないようにし、表現の自由を確保することとされている。

放送法

第175条【資料の提出】

- ◆ 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者…（略）…又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

放送法施行令

第8条【資料の提出】 ※民間基幹放送事業者の場合

- ◆ 番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画に関する事項（第1項第2号イ）
- ◆ 審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項（同上）
- ◆ 訂正又は取消しの放送に関する事項（同号ロ）
- ◆ 外資規制（役員、議決権）に関する事項（同号ハ及びニ）
- ◆ 放送番組の供給に関する協定に関する事項（同号ホ） 等

（目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（国内放送等の放送番組の編集等）

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

2 （略）

（番組基準）

第五条 放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

- 2 放送事業者は、国内放送等について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

（放送番組審議機関）

第六条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
- 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。
- 4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。
 - 一 前項の規定により講じた措置の内容
 - 二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
 - 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要
- 6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
 - 一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要
 - 二 第四項の規定により講じた措置の内容

第七条 放送事業者の審議機関は、委員七人（テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）以上をもつて組織する。

2 放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する。

3 （略）

（基幹放送普及計画）

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

3 基幹放送普及計画は、第二十条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第五条第四項の基幹放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4・5 （略）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一～四 （略）

五 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

六・七 （略）

2～5 （略）

（認定）

第百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、総務大臣の認定を受けることができる。

- 一 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするもの
 - 二 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者
- 2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。
- 一 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社（以下この条において「申請対象会社」という。）が株式会社であること。
 - 二 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。
 - 三 申請対象会社の子会社（子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である基幹放送事業者（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産として総務省令で定める資産の額の合計額の当該申請対象会社の総資産の額（総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。）に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。
 - 四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。
 - 五 申請対象会社が、次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ (1)若しくは(2)に掲げる者が特定役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の五分之一以上を占める株式会社
 - (1) 日本の国籍を有しない人
 - (2) 外国政府又はその代表者
 - (3) 外国の法人又は団体
 - ロ (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合（(2)及び次項において「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合（同項第七号において「外国人等間接保有議決権割合」という。）とを合計した割合が五分之一以上である株式会社（イに該当する場合を除く。）
 - (1) イ(1)から(3)までに掲げる者
 - (2) 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
 - ハ この法律又は電波法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社
 - ニ 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ホ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ヘ 第百六十六条第一項（第二号を除く。）又は第六項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ト 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - チ 電波法第二十七条の十六第一項又は第六項（第四号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - リ 電波法第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ヌ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社
 - (1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - (2) ニからリまでのいずれかに該当する者

3 (略)

（届出）

第百六十条 認定放送持株会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 次のいずれにも該当することとなつたとき（当該認定を受けた際現に次のいずれにも該当する場合を除く。）。

イ 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。

ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。

二 前条第三項第二号から第八号までに掲げる事項に変更（同項第五号から第七号までに掲げる事項にあつては、当該変更によつて同条第二項第五号イ又はロに該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）があつたとき。

（議決権の保有制限）

第百六十四条 認定放送持株会社の株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有する株式（その者の子会社その他その者と総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されているものが有する当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。）の全てについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主（特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

2 前項の保有基準割合は、第九十一条第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

（認定の取消し等）

第百六十六条 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一 第百五十九条第二項第五号イからヌまで（ヘを除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があつたとき。

2 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、総務大臣は、認定放送持株会社が第百五十九条第二項第五号イ又はロに該当することとなつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、期間を定めてその認定を取り消さないことができる。

一 第百五十九条第二項第五号イ又はロに該当することとなつた状況

二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定放送持株会社の子会社又は関係会社である基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者が行う基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響

三 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、認定放送持株会社が第百五十九条第二項第五号イ又はロに該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定放送持株会社の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定放送持株会社の意見を聴かななければならない。

5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定放送持株会社に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該認定放送持株会社の認定を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

6 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた日から六箇月以内に次のいずれにも該当する株式会社とならなかつたとき。

イ 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。

ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。

二 前号イ及びロのいずれにも該当する会社でなくなつたとき。

三 不正な手段により認定を受けたとき。

四 第百五十九条第二項各号（第五号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたとき。

（資料の提出）

第七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

○ 放送法施行令（昭和25年政令第163号）

（資料の提出）

第八条 法第七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。第四号及び次項において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者（法第五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。）、有料放送管理事業者（法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。）又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 協会 次に掲げる事項

- イ 法第五条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する番組基準及び法第六条第三項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する放送番組の編集に関する基本計画に関する事項
- ロ 審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項
- ハ 法第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項

二～チ （略）

二 学園 （略）

三 基幹放送事業者（協会及び学園を除く。へにおいて同じ。） 次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者にあつてはイに掲げる事項を除き、特定地上基幹放送事業者にあつてはハ及び二に掲げる事項を除く。）

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 法第九十三条第一項第七号イからハマまでに掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項

ニ 法第九十三条第一項第七号イからハマまでに掲げる者又は同号ホ（2）に掲げる者（衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う基幹放送事業者にあつては、同号イからハマまでに掲げる者）がその議決権に占める割合に関する事項

ホ 法百十条に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項

ヘ 法第一百四十七条第一項に規定する有料放送（以下「有料放送」という。）を行う基幹放送事業者にあつては、国内受信者に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項、国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由、法第五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法第五十条の二第一項の規定による書面の交付（同条第二項の規定による同項に規定する事項の提供を含む。）に関する事項、法第五十条の三第一項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約の解除に関する事項、法第五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項、法第五十一条の二の規定によるしてはならない行為に関する事項並びに法第五十一条の三の規定による委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置に関する事項

四～八 （略）

2 （略）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

2～3 （略）

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第十三号に規定する衛星基幹放送をいう。次条第二項第九号イ及び第八十条の二において同じ。）及び移動受信用地上基幹放送（同法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号（コミュニティ放送（同法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。次条第二項第九号ハ及び第八十条の二第一号において同じ。）をする無線局にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 第一項第一号から第三号まで若しくは前項各号に掲げる者又は放送法第百三条第一項若しくは第百四条（第五号を除く。）の規定による認定の取消し若しくは同法第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が特定役員（放送法第二条第三十一号に規定する特定役員をいう。次条第二項第九号イにおいて同じ。）であるもの又はこれらの者がその議決権の五分之一以上を占めるもの
- 三 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合（以下「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれらの者により口に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合（次条第二項第九号ハにおいて「外国人等間接保有議決権割合」という。）とを合計した割合が五分之一以上であるもの（前号に該当する場合を除く。）
 - イ 第一項第一号から第三号までに掲げる者
 - ロ 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの

5・6 （略）

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 （略）
 - 二 開設を必要とする理由
 - 三 通信の相手方及び通信事項
 - 四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第十八条第一項を除き、以下同じ。）イ 人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）その人工衛星の軌道又は位置ロ 人工衛星局、船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第三項において同じ。）、船舶地球局（船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第五項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外の無線局 移動範囲
 - 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
 - 六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）
 - 七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十四第二項第十号、第三十八条の二第一項、第七十条の五の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日
 - 八 運用開始の予定期日
 - 九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十六第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
- 2 基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 一 目的
 - 二 前項第二号から第九号まで（基幹放送のみをする無線局の免許を受けようとする者にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項
 - 三 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
 - 四 事業計画及び事業収支見積
 - 五 放送区域
 - 六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要並びに当該電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。）の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称
 - 七 自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けようとする者にあつては、放送事項
 - 八 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該他人の氏名又は名称
 - 九 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
 - イ 特定役員の氏名又は名称（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、代表者の氏名又は名称及び同条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合）
 - ロ 外国人等直接保有議決権割合
 - ハ 地上基幹放送（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送及びコミュニティ放送を除く。）の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

（申請の審査）

第七条（略）

- 2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。
 - 一 工事設計が次章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二百二十一条第一項の総務省令で定める基準に適合すること。
 - 二 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画（基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。
 - 三 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。
 - イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合すること。
 - ロ 免許を受けようとする者が放送法第九十三条第一項第五号に掲げる要件に該当すること。
 - ハ その免許を与えることが放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
 - 五 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、当該認定を受けようとする者が同項各号（第四号を除く。）に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - 六 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、特定地上基幹放送局の免許を受けて地上基幹放送の業務を行おうとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。
 - イ 当該免許を受けようとする者が第五条第四項各号のいずれにも該当しないこと。
 - ロ 当該免許を受けようとする者の提出した申請が第一号から第四号まで、次号及び第八号のいずれにも適合すること。
 - 七 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。
 - イ 基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当てが可能であること。
 - ロ 基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
 - ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。
- 3 基幹放送用周波数使用計画は、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、基幹放送用割当可能周波数の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。
- 4 総務大臣は、放送系の数の目標、基幹放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、基幹放送用周波数使用計画を変更することができる。
- 5 総務大臣は、基幹放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
- 6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

（無線局の免許の取消し等）

第七十五条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める無線局の免許を取り消さなければならない。

- 一 免許人が第五条第一項、第二項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつたとき 当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許
- 二 地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失つたとき 当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許
- 三 特定地上基幹放送局の免許人のその地上基幹放送の業務に用いられる全ての特定地上基幹放送局の免許がその効力を失つたとき 当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局であつて特定地上基幹放送局以外のものの免許

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、免許人が第五条第一項（第四号に係る部分に限る。次項において同じ。）又は第四項（第二号又は第三号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定により免許を受けることができない者となつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該免許を取り消さないことができる。

- 一 第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた状況
- 二 前項の規定により当該免許を取り消すこと又はこの項の規定により当該免許を取り消さないことが、次のイ又はロに掲げる無線局の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項に及ぼす影響
 - イ 基幹放送局 当該免許に係る基幹放送の受信者の利益
 - ロ 基幹放送局以外の無線局 公共の利益
- 三 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、免許人が第五条第一項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつたと認めるときは、前項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る免許人の意見を聴かななければならない。

5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る免許人に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2・3 （略）

4 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。
- 二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規定による指定の変更を行わせたとき。
- 三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。
- 四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。
- 五 特定地上基幹放送局の免許人が第七条第二項第四号ロに適合しなくなつたとき。

5～7 （略）